道南ドクターヘリ運航調整委員会「フライトナース部会」運営要領

（目的）

第１条　この要領は，道南ドクターヘリフライトナースが地域の医療および社会のニーズに対応した知識・技術の自己研鑽を行い，自立した活動ができるよう支援するとともに，フライトナースを派遣する施設格差を縮小し，救急看護やフライト現場における看護ケアの向上に貢献するため「フライトナース部会」（以下「部会」という。）を設置し，その運営に必要な事項を定め，もって部会の円滑な運営を確保することを目的とする。

（組織）

第２条　部会は，別表に掲げる医療機関から推薦されたフライトナース（以下「委員」という。）をもって構成する。

２　部会に部会長および副部会長を置く。

３　部会長は，委員互選により市立函館病院看護部長が指名する。

４　副部会長は，委員互選により部会長が指名する。

５　部会長・副部会長は任期を原則２年とする。ただし再選を妨げない。

６　委員任期を原則５年とする。ただし状況により延長を妨げない。

（協議事項）

第３条　部会は，次に掲げる事項を協議する。

⑴　委員の教育に関すること。

⑵　情報共有や意見交換に関すること。

⑶　医療安全に関すること。

⑷　その他，部会長が必要と認めたこと。

（会議）

第４条　部会の会議は，部会長が招集し，その議長となる。

２　部会長が必要と認めたときは，会議に委員以外の者の出席を求め，意見を聞くことができる。

３　部会長は会議の決定事項について，道南ドクターヘリ運航調整委員会委員長に報告する。

（事務局）

第５条　部会の事務局を，市立函館病院に置く。

（補足）

第６条　この要領が定めるもののほか必要な事項は，運航調整委員会で定める。

附　則

この要領は平成２８年２月１７日から施行する。

この要領は令和７年１２月２０日から施行する。